# 令和6年度 大分県がん対策推進協議会

日 時:令和6年11月19日(火)

 $18:30\sim20:30$ 

場 所:オンライン会議

次 第

1	開	会
_	1214	

- 2 会長あいさつ
- 3 議事

(1) 大分県がん対策推進計画(第4期)	資料1
(2) がん診療連携拠点病院の充足状況について	資料 2
(3) がん診療連携協力病院の更新の承認について	資料 3

### 4 報 告

- (1) がん対策事業の推進状況資料 4(2) 大分県のがん登録(2020)資料 5
- 4 閉 会

## 大分県がん対策推進協議会 委員名簿

				1	1	7
	団 体 名	職名	氏 名		備考	
1	大分大学	教 授	緒方 正男	会長	医学部教授、血液内科	
2	大分大学	教 授	城戸 照子		経済学部教授	
3	大分赤十字病院	院長	福澤 謙吾			
4	大分県立病院	院長	佐藤 昌司		代理出席 副院長 宇都宮 徹	
5	国立病院機構	代 表	末永 康夫		別府医療センター院長	新任
6	大分県医師会	常任理事	谷村 秀行	副会長		
7	大分県歯科医師会	常務理事	荒金 伸次			
8	大分県薬剤師会	常務理事	大隈 亮典			新任
9	大分県看護協会	常務理事	中宗 三和子			
10	全国自治体病院協議会大分県支部	副支部長	折田 博之		中津市民病院長	
11	日本対がん協会大分県支部	専務理事	清末 敬一朗		大分県地域保健支援センター	
12	大分がん研究振興財団	理事長	植山 茂宏			
13	NPO法人マックネットシステムがんサ ポートグループ クーナ・フエゴ	副代表	厚田 弘美			
14	大分県地域婦人団体連合会	副会長	安達 美和子			
15	全国健康保険協会大分支部	支部長	甲斐 一義			
16	大分県市長会	幹事	川野 文敏		豊後大野市長	
17	大分労働局	部 長	松沢 祐介		職業安定部	
18	がん相談支援センター	患者サポート センター長	橋内 祐子		中津市民病院 患者サポートセンター	
19	体育保健課	指導主事	阿南 優子			

(順不同)

任期:令和5年9月1日~令和7年8月31日

大分県がん対策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大分県がん対策推進条例(平成二十三年大分県条例第二十号)第10条第6項の規 定に基づき、大分県がん対策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項 を定めるものとする。

(会長等)

- 第2条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (部会)
- 第3条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があ らかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。 (議事)
- 第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、第1項中「会長」とあるのは「部 会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

### 大分県がん対策推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 がんが県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、 がん対策の一層の充実を図るため、大分県がん対策推進協議会(以下「協議会」 という。)を設置する。

#### (所掌事務)

- 第2条 協議会は、次の事項を協議するものとする。
  - (1) 大分県がん対策推進計画に関する事項
  - (2) がん登録の推進に関する事項
  - (3) 大分県医療計画の策定、推進及び進行管理に関する事項
  - (4) その他がん対策推進に関し必要な事項

#### (組 織)

- 第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における後任委員の任期 は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によるものとする。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

#### (会 議)

- 第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

#### (専門部会)

- 第6条 協議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の委員は、知事が委嘱する者をもって構成する。
- 3 専門部会は、協議会で決定した事項に基づいて、必要な専門的事項について調査検討を行う。
- 4 専門部会の委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

#### (庶 務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部健康づくり支援課において行う。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長

が協議会に諮って定める。

附 則

- この要綱は、平成19年6月20日から施行する。
- この要綱は、平成29年9月7日から施行する。